

市会議案第17号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年9月13日提出

吹田市議会議員 榎内 智

同 泉井 智弘

同 足立 将一

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（案）

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年吹田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「無償貸付又は減額貸付」を「無償貸付け又は減額貸付け」に改め、同条中「普通財産は」を「市長は」に、「一に」を「いずれかに」に、「これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付ける」を「普通財産の無償貸付け又は減額貸付け（適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることをいう。以下同じ。）をする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次項各号のいずれかに該当することを理由として貸付料を変更され、又は貸付契約を解除された日から1年を経過しない者に貸し付ける場合は、この限りでない。

第4条第2号中「普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認める」を「、当該普通財産の通常の使用ができない状況にある」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付料の額を適正な額を超えない範囲内で増加させるものとする。この場合において、借受人は、貸付料の額の変更を拒むことができない。

(1) 当該普通財産を使用して特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動を行つており、

(2) 当該普通財産を使用して、無償貸付け又は減額貸付けの理由として認められた活動以外の活動を行つており、

(3) その他当該普通財産の貸付契約に違反し、又はこれに基づく市長の指示に従わないとき。

3 前項の規定は、市長が、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けを受けた者が同項各号のいずれかに該当することを理由として、当該普通財産の貸付契約を解除することを妨げるものではない。

第7条の見出し中「無償貸付又は減額貸付」を「無償貸付け又は減額貸付け」に改め、同条中「時価よりも低い価額」を「適正な貸付料の額よりも低い額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項及び第2項の規定は、平成31年1月1日以後に無償貸付け若しくは減額貸付けを行い、又は貸付料の額を適正な額よりも低い額に変更する場合の貸付料について適用し、同日において現に無償貸付け又は減額貸付けを行っている場合の貸付料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公益上の目的から無償貸付け又は減額貸付けをしている公有財産について、貸付料の増額変更の要件を定める必要があるので、本案を提出するものです。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付けを受けた者が、当該財産を<u>使用の目的に供しがたいと認めるとき。</u></p>	<p>(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け)</p> <p>第4条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、普通財産の無償貸付け又は減額貸付け(適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることをいう。以下同じ。)を<u>することができる。ただし、次項各号のいずれかに該当することを理由として貸付料を変更され、又は貸付契約を解除された日から1年を経過しない者に貸し付ける場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 地震、火災、水害等の災害により、<u>当該普通財産の通常の使用ができない状況にあるとき。</u></p> <p>2 市長は、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けを受けた者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、<u>当該貸付料の額を適正な額を超えない範囲内で増加させるものとする。この場合において、借受人は、貸付料の額の変更を拒むことができない。</u></p> <p>(1) <u>当該普通財産を使用して特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動を行つているとき。</u></p> <p>(2) <u>当該普通財産を使用して、無償貸付け又は減額貸付けの理由として認められた活動以外の活動を行つているとき。</u></p> <p>(3) <u>その他当該普通財産の貸付契約に違反し、又はこれに基づく市長の指示に従わないとき。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、市長が、普通財産の無償貸付け又は減額貸付けを受けた者が同項各号のいずれかに該当することを理由として、当該普通財産の貸付契約を解除することを妨げるものではない。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(物品の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第7条 物品は、公益上必要があるときは、公共団体等又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p>	<p>(物品の無償貸付け又は減額貸付け)</p> <p>第7条 物品は、公益上必要があるときは、公共団体等又は私人に無償又は適正な貸付料の額よりも低い額で貸し付けることができる。</p>